

「野生動物(クマ等)出沒時対応マニュアル」

郡山市立谷田川小学校

1 事前の対応

(1) 児童生徒への指導

① 出遭わないために

- ・ 野生動物(クマ等)が出沒する地域では、児童生徒の登下校時の安全を確保するため、鈴や笛など音のするものを身に着け、人の存在を知らせながら行動し、鉢合わせを避けるようにする。

② 出遭ってしまったら

- ・ 近くに建物や車など逃げ込める場所があり、野生動物(クマ等)との距離確保できている場合は、速やかに避難する。
- ・ 近くに大人がいる場合は、警察、学校等に連絡してもらうよう依頼する。
- ・ 野生動物(クマ等)との距離が確保できていない場合は、背をむけたり、走ったりする行動を避け、目を離さず静かにゆっくり後退し、建物等の逃げ込める場所があれば避難する。

③ 向かってきたら

- ・ 野生動物(クマ等)が攻撃してきたら頭、首を腕でかばい、顔を伏せることで顔の大きさを減らし、致命傷を防ぐようにする。

(2) 学校の対応

① 施設管理

- ・ ゴミ(残飯)の管理を徹底し、野生動物(クマ等)の食べ物になるものを無造作に捨てないようにする。
- ・ 校地周辺の除草を定期的に行い、野生動物(クマ等)が隠れることができる状況を作らないようにする。

② 緊急体制の構築

- ・ 野生動物(クマ等)出沒時の対応について、登下校時及び校地内侵入時を想定し、教職員の役割分担や避難方法を定め、全員で共通理解を図るとともに、職員室及び教室等の見やすい場所に掲示する。

(3) 保護者(P T A)、関係機関との連携

① 保護者が緊急メール等を受け取れるよう体制を整えておく。

② 警察、教育委員会等への連絡体制を整えておく。

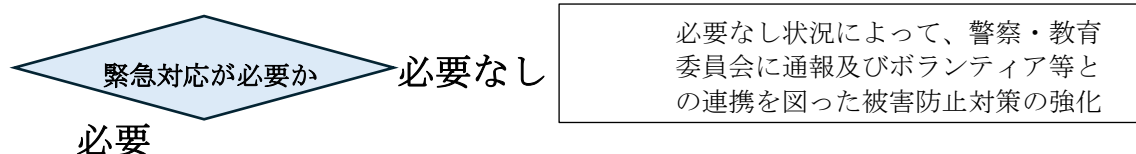
③ 保護者や地域に通学路周辺の誘因物の点検・除去や除草等の依頼をする。

④ 保護者に対し、野生動物(クマ等)を目撃した場合は警察、学校に連絡を入れるように依頼する。

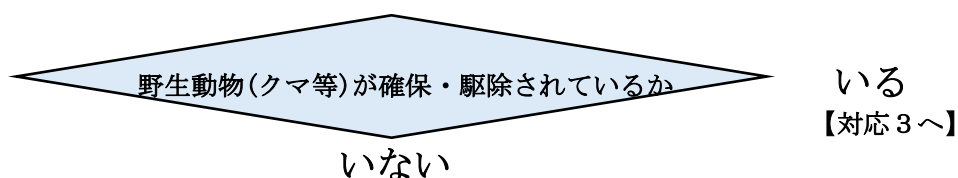
2 野生動物(クマ等)出没時の対応

(1) 登下校時

野生動物(クマ等)出没に関する学校への第一報



【対応1】児童生徒の安全確保	
学校の取組	保護者(P T A)・関係機関の取組
① 1 1 0 番通報(未通報時) ② 1 1 9 番通報(負傷者有かつ未通報時) ③ 現場に急行し、情報収集と整理 ④ 負傷者の保護者へ連絡 ⑤ 教育委員会への第一報と支援要請 ⑥ 緊急メール等で保護者へ通知 ⑦ 近隣の学校への情報提供	① 1 1 0 番通報(発見者) ② 児童生徒の安全確保・誘導 ③ 1 1 9 番通報(負傷者有)、応急手当 ④ 学校の救急対応の支援



【対応2】登下校の安全確保	
学校の取組	保護者(P T A)・関係機関の取組
- 児童生徒の掌握 - 保護者引率等の安全確保を優先 - 地域や関係機関への支援要請 - 安全を確保した引き渡し (必要に応じ) - 教職員等による緊急パトロール	- パトロールの実施 - 保護者引率等による集団登下校 - 保護者による送迎 - 学校の緊急対応の協力・支援

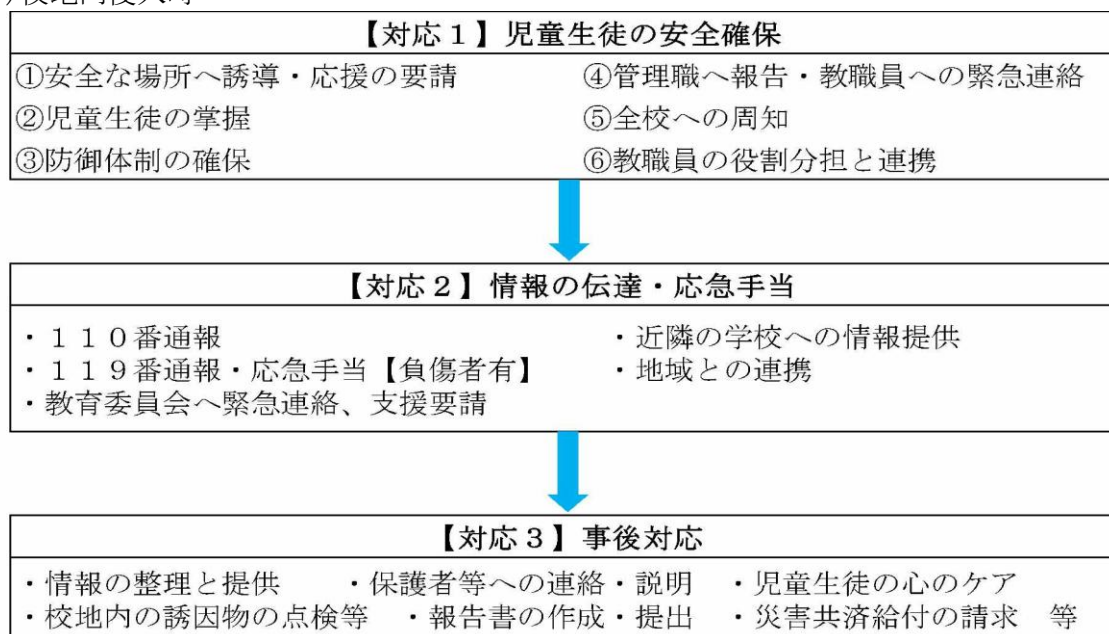
【対応3】事後の対応や措置(登下校時の安全対策の強化)

学校の取組	保護者(P T A)・関係機関の取組
- 情報の整理と提供 - 保護者等への説明 - 心のケア - 再発防止対策の実施 - 報告書の作成 - 災害共済給付請求 等	- パトロールの強化 - 保護者等による安全点検の実施 - 学校の事後対応の支援 等

○留意事項(登下校時)

項 目	留 意 事 項
学校に第一報が入る	・概要を把握し、緊急に対応が必要か判断する。
【対応１】 児童生徒の安全確保	【学校】 ・警察への通報がまだされていない場合は、「１１０番」通報をする。 ・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば「１１９番」通報し、現場へ向かい、安全を確保したうえで応急手当を行う。 ・負傷者の状況を確認し、保護者へ連絡する。 ・教育委員会に概要を報告し、助言を得る。 ・緊急メール等で保護者へ連絡する。 ・近隣の学校等へ情報提供をする。 ・関係機関に支援等を依頼する。 【保護者（ＰＴＡ）・関係機関】 ・「１１０番」通報をし、学校へ連絡する。 ・児童生徒の安全を確保する。 ・負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば「１１９番」通報し、安全を確保した上で応急手当を行う。
【対応２】 登下校の安全確保	【学校】 ・児童生徒の掌握、安全確認に努める。 ・関係機関と情報交換を行い、安全を優先した指示を行う。 ・二次被害のおそれがある場合は、引渡しは行わず、待機させる。 【保護者（ＰＴＡ）・関係機関】 ・保護者引率など、安全が確保された状況での登下校を行う。 ・警察等の関係機関と連携し、通学路のパトロールを実施する。
【対応３】 事後の対応や措置	【学校】 ・児童生徒の心のケアを行う。 ・保護者への状況説明や再発防止に向けた協力を依頼する。 ・整理された情報をもとに、必要に応じて教育委員会等へ報告書を作成、提出する。 ・負傷者がいた場合には、スポーツ振興センター等の災害共済給付の請求手続きを行う。 【保護者（ＰＴＡ）・関係機関】 ・学校周辺の安全について、誘因物の点検や除草作業等を行う。 ・学校と連携し、登下校時のパトロールを実施する。 ・学校の事後対応を共有し、支援する。

(2)校地内侵入時



○留意事項(校地内侵入時)

項 目	留 意 事 項
【対応１】 児童生徒の安全確保	・ 児童生徒の安全確保を優先させる。 ・ 火災報知器等により、緊急事態発生を知らせる。 ・ 野生動物(クマ等)の動向を把握する。 ・ 管理職は情報を集約化し、明確な指示を行う。 ・ 校内放送等により、正確な情報を伝達し安全な避難誘導に努める。
【対応２】 情報の伝達 ・ 応急手当	・ 関係機関へ緊急連絡をする。(「110番」通報、教育委員会等) ・ 負傷者がいる場合は安全を確保したうえで応急手当を行う。 (「119番」通報救急車要請) ・ 近隣の学校等へ正確な情報伝達に努める。
【対応３】 事後対応	・ 情報を整理する。 ・ 緊急メール等で保護者に速やかに連絡をする。 ・ 児童生徒の心のケアを行う。 ・ 安全確保ができたことを確認し、校地内の誘因物の点検、除草作業等を行う。 ・ 整理された情報をもとに、必要に応じて教育委員会等へ報告書を作成・提出する。 ・ 負傷者がいた場合には、スポーツ振興センター等の災害共済給付の請求手続きを行う。

3 事後の対応

(1) 児童生徒への対応

- ① 児童生徒の健康状態の把握に努め、負傷したり、精神的にショックを受けたりした場合は申し出るように指導する。
- ② 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童生徒の心のケアを行う。
- ③ 適切に判断し行動できていたか、再度確認する。
- ④ 児童生徒に対し、休日や校外での過ごし方について指導する。

(2) 学校の対応

- ① 情報を整理し、原因究明と再発防止に努める。
- ② 負傷した児童生徒がいた場合は、校長等が負傷者を見舞い、保護者へ事故発生の状況、災害給付等について説明を行う。
- ③ 緊急事態に適切に対応できていたか職員全体で振り返りを行う。
- ④ 必要に応じて、教育委員会の支援を受けながら、学校教育再開に向けた体制を整える。

(3) 保護者（PTA）、関係機関との連携

- ① 保護者に対し、情報を正確に伝達し、状況に応じて送迎を依頼する。
- ② 警察やスクールガードなどの関係機関へ、登下校のパトロールや見守りを要請する。
- ③ 保護者や地域の方々に通学路周辺の点検や除草等の依頼をする。

4 参考

(1) 県から発令されるクマ出没注意報、特別注意報、警報の区分

- ① 注意報 ・・・前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき
 その他クマの出没による人身被害等が懸念されるとき
- ② 特別注意報 ・・・クマによる人身被害が発生したとき
- ③ 警報 ・・・クマによる死亡事故が発生したとき
 その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき

(2) 参考資料

○クマ類の出没対応マニュアルー改訂版ー（令和3年3月 環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

○ツキノワグマ関連情報（福島県自然保護課）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>